

吸収合併に係る事前開示書面

2025年6月10日

富士電機株式会社

2025年6月10日

川崎市川崎区田辺新田1番1号
富士電機株式会社
代表取締役会長CEO 北澤 通宏

吸収合併に係る事前開示事項

当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、2025年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、株式会社高柳富士（以下「高柳富士」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことを決議し、2025年6月3日付で両社の間で本吸収合併に係る合併契約を締結しましたので、会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条の規定に基づき、下記の通り開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

2025年6月3日付で当社と高柳富士の間で締結した合併契約書は、別紙1の通りです。

2. 金銭等の割当てに関する事項についての定め相当性に関する事項

吸収合併存続会社である当社は、吸収合併消滅会社である高柳富士の発行済株式全部を所有しているため、本吸収合併に際して、株式の発行および金銭等の交付はありません。

3. 新株予約権等の割当てに関する事項についての定め相当性に関する事項

該当する事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

高柳富士の最終事業年度（2023年4月1日～2024年3月31日）に係る計算書類等は、別紙2の通りです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当する事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当する事項はありません。

5. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与

える事象が生じたときは、その内容

該当する事項はありません。

(2) 最終事業年度がないときは、吸収合併存続会社の成立の日における貸借対照表

該当する事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（会社法第799条第1項の規定により吸収合併について異議を述べる事ができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

当社および高柳富士の資産および負債の状況に照らすと、本吸収合併効力発生後の当社の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益状況およびキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現時点で予測されておりません。

したがって、本吸収合併後の当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

(別紙 1)

合併契約書

合併契約書

富士電機株式会社（以下「甲」という）と株式会社高柳富士（以下「乙」という）とは、甲と乙の合併について、次のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、合併（以下「本合併」という）する。

第2条（商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、次の各号に定めるところである。

- ① 甲： 吸収合併存続会社
商号： 富士電機株式会社
住所： 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- ② 乙： 吸収合併消滅会社
商号： 株式会社高柳富士
住所： 三重県いなべ市大安町高柳400番地の1

第3条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、その所有する乙の株式に代わる金銭等（甲の株式および金銭を含む）の交付を行わないものとする。

第4条（甲の資本金および準備金の額）

甲は、本合併により資本金および準備金の額を増加させないものとする。

第5条（合併承認）

本合併は、甲については会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、乙については同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第6条（本合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、2025年10月1日とする。ただし、手続上の事由その他必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の引継ぎ）

乙は、2025年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を甲に引き継ぎ、甲は、これを承継するものとする。

2 乙は、2025年9月30日から効力発生日に至る間の資産、負債および権利義務の変動

について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

第8条（従業員の承継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別途甲乙協議し合意の上これを定める。

第9条（善管注意義務）

乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理を行い、乙から甲に承継する資産、負債および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議し合意の上、これを実行する。

第10条（変更および解除）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、不可抗力その他の事由により、甲または乙の財産状態または経営状態に著しい変動を生じたときは、協議し合意の上、本契約を変更または解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に定める場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、法令等に定められた本合併の実行のために必要な手続が行われなかった場合
- (2) 効力発生日の前日までに、法令等に定められた本合併の実行のために必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合
- (3) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第12条（専属的合意管轄）

本契約に関連する訴訟等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づき甲乙協議し合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年6月2日

甲 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
富士電機株式会社
代表取締役会長CEO 北澤 通宏



乙 三重県いなべ市大安町高柳400番地の1
株式会社高柳富士
代表取締役社長 浅井 啓次



この書は、昭和十一年三月、東京で出版された。

（昭和十一年三月）東京

この書は、昭和十一年三月、東京で出版された。この書は、昭和十一年三月、東京で出版された。

（昭和十一年三月）東京

この書は、昭和十一年三月、東京で出版された。この書は、昭和十一年三月、東京で出版された。

（昭和十一年三月）東京

この書は、昭和十一年三月、東京で出版された。この書は、昭和十一年三月、東京で出版された。

（昭和十一年三月）東京

この書は、昭和十一年三月、東京で出版された。この書は、昭和十一年三月、東京で出版された。

（昭和十一年三月）東京

この書は、昭和十一年三月、東京で出版された。この書は、昭和十一年三月、東京で出版された。

（昭和十一年三月）東京

この書は、昭和十一年三月、東京で出版された。この書は、昭和十一年三月、東京で出版された。

この書は、昭和十一年三月、東京で出版された。この書は、昭和十一年三月、東京で出版された。

（昭和十一年三月）東京



東京市立図書館蔵書
昭和十一年三月



東京市立図書館蔵書
昭和十一年三月



(別紙 2)

(株)高柳富士の最終事業年度(2023年4月1日
~2024年3月31日)に係る計算書類等

事業報告

事業報告 (自 2023 年 4 月 1 日
至 2024 年 3 月 31 日)

1. 会社の現況

(1)事業の経過および成果

2023 年度は、対前年△4 百万円の売上となりました。年間を通して操業を振り返ってみると、上期は原予算に対して減収(△3 百万円)、下期は見直し予算に対し減収(△10 百万円、原予算に対しては+3.5 百万円)となり、低操業が続く苦しい一年となりました。特に、4、5 月度は、休業対策を実施するほど物量が落ち込みました。

売上げは、主力機種である富士電機株鈴鹿工場向け機種(車両モータ及び川崎工場分を含む)で 229 百万円(対前年+26 百万円 13%増)、外販機種(車両コイル製作等)で 43 百万円(対前年△30 百万円 41%減)となりました。特に外販機種に対しては、顧客の受注減少の影響を大きく受けました。

利益に対しては、外販機種の物量減、経費増(人件費、賃貸料等)の影響が大きく出ました。但し、宝永プラスチック株へ出向(応援)を行い利益改善を図りました。

結果として、全体売上高 272 百万円、営業利益 △12.7 百万円、経常利益 △7.6 百万円、当期純利益△7.7 百万円となりました。

(2)営業成績および財産状況の推移

区分	2020 年度 第 48 期	2021 年度 第 49 期	2022 年度 第 50 期	2023 度 第 51 期
売上高(百万円)	311	285	276	272
営業利益・損失(百万円)	12.6	9.3	△15.7	△12.7
経常利益・損失(百万円)	12.7	9.7	△14.0	△7.6
当期純利益・損失(百万円)	11.8	7.7	△14.1	△7.7
1株当たりの当期純利益(円)	589	385	△705	△385
総資産(百万円)	118	123	106	100

(3)重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

親会社は富士電機株式会社で、同社は当社の株式を13千株(出資比率65%)保有しております。

(4)主要な事業内容

モータの巻線加工

部 門	主要営業品目	当期売上高構成比率
富士電機株中型モータ	モータの巻線加工	74%
富士電機株車両モータ	モータの巻線加工	6%
その他 外販	モータの巻線加工	20%

(5)従業員の状況

	出向者	直庸者(内パート)	計
男子	1名	30名(9名)	31名
女子	0名	11名(7名)	11名
計	1名	41名(16名)	42名

(6)主要な借入先

借入先	期末借入金残高
富士電機フィアス株式会社	0千円

2. 株式の状況

- (1)発行可能株式総数 80,000株
(2)発行済株式の総数 20,000株
(3)株主数 2名
(4)大株主

株主名	持株数	出資比率
富士電機株式会社	13,000	65%

3. 会社役員の状況

取締役および監査役

浅井 啓次	代表取締役(常勤)	
茨城 博憲	取締役(非常勤)	富士電機(株) インダストリー事業本部 鈴鹿工場・第一製造部・部長
大阿久 康之	取締役(非常勤)	富士電機 FA サービス(株) 品質保証部・主席
山本 祐也	監査役(非常勤)	富士電機(株) インダストリー事業本部 鈴鹿工場・総務部・経理課・課長

4. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は次のコーポレート・ガバナンス体制により、経営の透明性、健全性の確保を図る。
 - － 経営責任の明確化と、経営環境の変化への迅速な対応を図るため、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会までとする。
- ② 当社の取締役は、使用人に対し、経営理念、および全役職員の行動規範である企業行動基準の精神を繰り返し説き、その徹底を図る。
- ③ 社内規程に基づき、富士電機株式会社の法務部門と連携し、次のとおりコンプライアンス体制を確立、推進する。
 - － 遵法推進委員会の決定に基づき、当社を取り巻く法令・社会的規範の遵守徹底を図る。
 - － 規制法令毎に社内ルール、監視、監査、教育の各側面において、役割、責任を明確としたコンプライアンス・プログラムを策定する。
 - － 全ての役員はコンプライアンス研修に参加する。
 - － 通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、当社の使用人から富士電機株式会社の社長への通報を容易にする内部者通報制度により、法令、定款、または社内ルールに違反する行為の未然防止および早期発見を図る。
 - － 上記体制の確立および推進により、当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向け、組織的な対応を図る。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

社内規程を制定し、取締役の職務の執行にかかる記録等その他重要文書の保存および保管に関する責任者、取締役および監査役に対する閲覧等の措置等を定める。

また、当該規程の制定、改廃においては、当社の監査役と事前に協議する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 社内規程を制定し、適切なリスク管理体制を整備する。
- ② 大規模自然災害等の緊急事態の発生に対処するため、緊急時対応のマニュアルに基づき、緊急事態の発生認知時における対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 締役会決議により取締役の業務執行担当を定めるとともに、取締役会規則、職務決裁権限基準により当社の業務執行に関する意思決定等の権限を明確にする。
- ② 富士電機の経営計画と整合して、各年度および中期の経営計画を策定し、定期的に進捗状況を確認し、評価、見直しを行う。

(5) 当社ならびに親会社、子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 業務執行に関する権限および責任を定めた社内規程に基づき、組織的かつ能率的な運営を図る。
- ② 上記のほか、当社は(1)から(4)に記載の富士電機共通のルール等を遵守する。

- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、職務執行上、必要に応じて業務部門の使用人に補助を求めることができ、当該使用人はその補助業務を取締役から独立して行う。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項
監査役が、その職務執行において十分な情報を収集しえるための社内規程を制定する。
当該規程において、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、監査役に対する定期報告および重要書類の回付等、取締役の職務の執行にかかる情報収集を可能とする具体的手段を定める。
- (8) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の監査の実効性を確保するため、当社の監査役、ならびに親会社の監査役、内部監査機能との連携強化を図り、監査に係る方針の共有化等を図る。

以上

貸借対照表

2024年3月31日

(株)高柳富士
(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	90,353,946	流動負債	38,817,448
現金および預金	7,893,426	買掛金	11,855,938
受取手形		支払手形	801,900
売掛金	30,601,287	短期借入金	
製品		未払費用	8,385,219
原材料	9,692,694	預り金	631,881
仕掛品	4,161,544	賞与引当金	13,495,410
短期貸付金	37,744,838	法人税等充当金	72,000
立替金		未払消費税	3,575,100
仮払金			
未収入金	721,415		
貸倒引当金	-461,258		
固定資産	9,741,898	固定負債	7,301,676
有形固定資産	9,432,344	長期借入金	
建物及び付属設備	6,409,079	退職給与引当金	7,301,676
機械装置	2,419,853		
車両運搬具			
工具器具備品	527,078	負債合計	46,119,124
一括償却資産	76,334		
無形固定資産	209,554	(純資産の部)	
電話加入権	209,554	株主資本	
投資等	100,000	資本金	10,000,000
出資金	50,000	利益剰余金	43,976,720
保証金	50,000	利益準備金	1,035,000
		別途積立金	5,900,000
		繰越利益剰余金	37,041,720
繰延資産			
繰延資産		純資産合計	53,976,720
資産合計	100,095,844	負債および資本合計	100,095,844

損 益 計 算 書

自 2023年 4月 1日 現在
至 2024年 3月 31日 現在

(株)高柳富士
(単位：円)

科 目	金 額
営業収益 売上高	271,539,088
営業費用	284,246,658
売上原価	242,349,696
販売費及び一般管理費	41,896,962
営業利益	△ 12,707,570
営業外収益	5,058,090
受取利息	8,302
雑収入	5,049,788
営業外費用	0
雑損失	0
経常利益	△ 7,649,480
特別利益(固定資産売却益)	
特別損失(固定資産除却損)	0
税引前当期利益	△ 7,649,480
法人税及び住民税	72,000
当期純利益	△ 7,721,480
期首繰越利益剰余金	44,763,200
利益剰余金配当額	0
期末繰越利益剰余金	37,041,720

株主資本等変動計算書

(株)高柳富士

(単位:円)

自 2023年4月1日 至 2024年3月31日

	株主資本						純資産の部	
	資本金	利益準備金		その他利益剰余金		利益剰余金		株主資本
		別途積立金	繰越利益剰余金	繰越利益剰余金	繰越利益剰余金			
前期末残高	10,000,000	1,035,000	5,900,000	44,763,200	51,698,200	61,698,200	61,698,200	
当期変動額								
利益剰余金の配当				0	0	0	0	
当期純損益金				-7,721,480	-7,721,480	-7,721,480	-7,721,480	
当期変動額合計				-7,721,480	-7,721,480	-7,721,480	-7,721,480	
当期末残高	10,000,000	1,035,000	5,900,000	37,041,720	43,976,720	53,976,720	53,976,720	

監査報告書

私儀監査役は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果につき以下の通り報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。

更に、会計帳簿又はこれに関する資料調査を行い、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について検証致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和6年5月29日
株式会社 高柳富士
監査役 山本 祐也

